

○上野原市まちづくり委員会設置要綱

平成27年5月29日

告示第30号

(設置)

第1条 市の総合的なまちづくりに関する計画、人口減少問題に対する施策及び地域活性化に関する施策を推進するに当たり、専門的、かつ、多様な立場から広く意見や提言を聴取するため、上野原市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の基本構想及び総合計画の策定並びに変更に関すること。
- (2) 上野原市人口ビジョン・総合戦略の策定及び変更並びに成果検証に関すること。
- (3) 国土利用計画（上野原市計画）の策定及び変更に関すること。
- (4) その他まちづくりや地域活性化に関し、委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(地区まちづくり委員会)

第7条 市長は、第2条に規定する所掌事項について、地域の意見や提言をより広く聴取する組織として、地区まちづくり委員会を置くことができる。

2 地区まちづくり委員会の構成、運営等については、市長が別に定める。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。